

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組み（意見聴取・意見表明等支援等）

令和4年の改正児童福祉法では、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の「意見聴取等措置の義務化」、こどもの意見形成を支援するとともにこどもの希望に応じて関係機関等への意見表明支援や声を代弁する仕組みである「意見表明等支援事業」の創設が行われるとともに、「こどもの権利擁護に係る環境整備」が都道府県の業務として明記されました。

また、社会的養育に係る計画等の策定や権利擁護のためのツールの作成等、社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者であるこどもの意見聴取を行い、その内容を反映させることが重要となります。

これらを踏まえ、改めてこどもが権利の主体であることに留意し、こどもの権利擁護のための取組みを推進します。

（1）一時保護及び里親等委託・施設入所等の措置されたこどもの権利擁護

■現状

- ・一時保護や里親等委託・施設入所等の措置にあたっては、児童相談所においてこどもに十分な説明と意見聴取を行うとともに、こどもや保護者の意向を踏まえつつ、こどもの最善の利益の実現に向けた援助方針の決定を行っています。
- ・一時保護や里親等委託・施設入所等の措置がなされたこどもに対しては、児童相談所職員や里親・施設等職員が「こどもの権利ノート」を用いてこどもの権利について説明を行うとともに、意見箱やアンケート、児童相談所職員の定期的な面接などにより、こどもが意見等を表明するための手段や機会の確保に取り組んでいます。
- ・平成26年度から「社会的養護における安心・安全レベルアップ推進事業」を実施し、児童養護施設等と児童相談所が協働しながら、被措置児童等虐待やこども同士の暴力などの防止等に取り組むことで安心・安全な生活の場を保障し、こどもの権利擁護を図っています。
- ・令和6年度から、こども自身が児童相談所による措置や里親・施設等における生活の不安や悩みについて意見等を表明できるよう、令和4年改正児童福祉法で新設された「意見表明等支援事業」について、準備の整った一時保護施設（中央児童相談所一時保護施設）から入所児童を対象に開始したところです。

■課題

- ・こどもの視点に立ってこどもの意見等を聴き援助方針や自立支援計画に反映させることができるよう、児童相談所職員や里親・施設等職員にはこどもの権利擁護についての資質向上が求められます。
- ・こどもが意見等を表明することができる手段と機会について、こどもへの十分な周知と利用しやすい仕組みづくりが必要です。
- ・個別のこどもの権利救済の仕組みとして、本県では、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において、こどもからの求めに応じて審議・調査を行うとともに、関係機関等への意見具申を行うこととしておりますが、当該仕組みについてこどもへの周知が必要です。

- ・こどもの権利擁護の取組みを進める上では、こどもの権利や権利擁護のための取組みについて、社会的養護に携わる職員等の理解促進を図る必要があります。

■今後の取組みの方向性

- ・令和6年6月に策定した「山形県児童相談所子どもの意見聴取等措置ガイドライン」に基づき、適切なこどもの意見等聴取を行うため、児童相談所職員に対する研修を毎年度継続的に実施します。
- ・引き続き、意見箱やアンケートによりこどもが意見等を表明できる機会を確保するとともに、令和6年度に一時保護施設を対象に開始したこどもが意見等を伝えることをサポートする意見表明等支援員（独立性のある第三者）を配置する「意見表明等支援事業」について、実施状況を踏まえながら、支援対象を段階的に児童養護施設や里親家庭等で養育されるこどもに拡大し実施します。
- ・「こどもの権利ノート」の活用等により、こどもの権利や意見表明等支援事業などの権利擁護のための取組み、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会への直接申立てによる個別の権利救済の仕組みについて、当事者であるこどもへの周知を図ります。
- ・併せて、社会的養護に携わる職員等への周知啓発や「社会的養護における安心・安全レベルアップ推進事業」における研修などにより、こどもの権利擁護に関する理解促進と具体的な取組みの促進を図ります。

<評価指標>

| 項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定) | | 目標・評価の視点 | | | | | |
|---|-----------------------|-------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | 現状 (R6.11) | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 社会的養護に関わる関係職員(児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体の職員等)及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施★ | 実施回数 | 関係職員 に対し随 時 | 関係職員 に対し年1 回以上 | 関係職員 に対し年1 回以上 | 関係職員 に対し年1 回以上 | 関係職員 に対し年1 回以上 | 関係職員 に対し年1 回以上 |
| | 受講者数 | 合計 100人 | 合計 100人 | 合計 100人 | 合計 100人 | 合計 100人 | 合計 100人 |
| | こどもへの 啓発 | 年1回 | 年1回 以上 | 年1回 以上 | 年1回 以上 | 年1回 以上 | 年1回 以上 |
| 意見表明等支援事業 | 利用可能なこどもの人数 ★ | (R6未見込) 18人 | 100人 | 170人 | 200人 | 220人 | 244人 |
| | 利用可能なこどもの割合 ★ | 7% | 40% | 70% | 80% | 90% | 100% |
| | 上記中、利用したこどもの 割合 | — | こどもからの希望に応じて、適切な利用を促進 | | | | |
| | 第三者への委託状況 (独立性の確保) | 委託 (独立性あり) | 独立性を有する第三者への委託を実施 | | | | |
| 措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度 | 認知度 | — | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |
| | 利用度 | — | こどもからの希望に応じて、適切な利用を促進 | | | | |
| | 満足度 | — | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 |
| 措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度 | 理解度 | — | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 |
| 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度 | 割合 | — | 意見箱、アンケート、職員による聴き取り、意見表明等支援事業等により、すべての措置児童等が日ごろから意見表明ができる体制を整備(各年度100%) | | | | |
| | 満足度 | — | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 | 前年度より 増加 |
| 児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会に対する意見の申立件数 | 申立件数 | — | 「こどもの権利ノート」等を活用し当事者であるこどもへの周知を行うとともに、申立てがあった際に適切に対応する。 | | | | |

(2) 社会的養育推進計画の策定及び施策への当事者であるこどもの参画

■現状

- ・本計画の策定にあたり設置した「山形県社会的養育推進計画検討会議」において、当事者である社会的養護経験者2名から委員として参画いただきました。
- ・また、令和4年の改正児童福祉法の趣旨を踏まえた取組みの推進に関して、当事者であるこどもの意見を計画に反映するため、施設等入所児童や里親等への委託児童、施設等退所児童へのアンケートによる意見聴取を行いました。

■課題

- ・計画に基づく施策の検討においても、当事者であるこどもの意見聴取等により、その内容を反映する取組みが必要です。
- ・また、その際、より簡便で回答しやすいアンケート手法などこどもの負担とならないよう配慮するとともに、意見表明等支援事業を活用するなど適切な意見表明ができるよう検討が必要です。

■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者の検討会議等への委員としての参画やアンケート・ヒアリング等の実施により当事者であるこどもの声を聴き、その内容を施策に反映していきます。

<評価指標>

| 項目 | 目標・評価の視点 | | | | | |
|---|---------------|--|----|----|-----|-----|
| | 現状 (R6.11) | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画及び措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無 | 実施済 | 社会的養護に関する計画の策定や見直し、施策策定の際の検討会議等への当事者の委員としての参画及び措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施 | | | | |